

城里町企業版ふるさと納税実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定を受けた、地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- （3） 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附者が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附金の申出をしようとする寄附対象法人は、城里町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（寄附の受領等）

第4条 町長は、前条の申出があった場合は、当該申出日が属する年度の寄附対象事業に寄附金を充当するものとする。この場合において、寄附金の額は、当該寄附対象事業に要する費用の範囲内とする。

- 2 町長は、寄附対象法人から寄附金を受領したときは、当該寄附対象法人に受領証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 町長は、寄附対象事業の事業費が確定した後に寄附金を受領した場合は、当該寄附対象法人に対して、速やかに事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費が確定した後、速やかに通知するものとする。
- 4 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - （1） 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - （2） 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（寄附金台帳の作成）

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）又は城里町企業版ふるさと納税寄附物品台帳（様式第5号）を作成するものとする。

（公表）

第6条 町長は、寄附を行った法人の名称及び寄附金額等について、町のホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りではない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。